霞台厚生施設組合からのお知らせ

令和8年4月1日から

家電 4 品目の持ち込みができます



令和8年4月1日から、霞台クリーンセンターみらい及び中継センターに、リサイクル料金と運搬料 金を支払うことで「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の家電 4 品目を持ち 込むことが可能となります。







(ブラウン管・有機 L・液晶・プラズマ)



⑥冷蔵庫・冷凍庫



④洗濯機・衣類乾燥機



ご注意ください 🛆

- 01 構成市町(石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町)の家庭から排出された家電 4 品目 を受け入れします。ただし、家庭で使用していた業務用機器、事業所で使用していたすべての 機器は受け入れしません。
- 02 リサイクル料金は、メーカーや品目ごとに決められています。 詳しくは、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクルセンター ホームページに記載の一覧表(右の二次元コード)をご確認ください。



- **03** 家庭ごみ(10kgにつき 100円)と家電 4 品目を一緒に持ち込めます。
- 04 郵便局でリサイクル料金を振り込む必要はありません。 当施設で「リサイクル料金」+「運搬手数料 2.000 円」を支払い、受け入れします。
- **05** 冷蔵庫·冷凍庫、洗濯機·衣類乾燥機の中に異物がある場合は、異物を持ち帰っていただくか、 家庭ごみの料金で処分します。

霞台クリーンセンターみらい

- 小美玉市高崎 1824-2
- **9** 0299-26-0246 午前8時30分~午後4時30分(日曜日、年末年始除く)

中継センター

- 小美玉市堅倉 1725-2
- 0299-48-1571

午前 8 時 30 分~午後 3 時 30 分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く)